注記事項

（貸借対照表関係）

役職員の運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額は、2,727,415千円です。

役職員の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、182,773千円です。

（損益計算書関係）

注記事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 711,192千円 |
| 現金及び現金同等物 | 711,192千円 |

2．重要な非資金取引

該当事項はありません。

（業務実施コスト計算書関係）

引当外退職給付増加見積額のうち、7,482千円は地方公共団体からの出向職員に係るものです。

（減損関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債に限定し、資金調達のための借入れは行なっていません。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき、行っております。

また、未収学生納付金収入については平成27年度入学者に係る入学料免除申請額等であり、翌事業年度において免除許可等を行い、奨学費を除いて入金予定となっています。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(※) | 時　価（※） | 差　額（※） |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預金 | 711,192 | 711,192 | — |
| ⑵　未収学生納付金収入 | 10,152 | 10,152 | — |
| ⑶　未収入金 | 15,458 | 15,458 | — |
| ⑷　預り金 | (48,565) | (48,565) | — |
| ⑸　未払金 | (535,946) | (535,946) | — |

（※）負債に計上されているものについては、（　）書きで示しています。

㈱　金融商品の時価算定方法

⑴　現金及び預金、⑵　未収学生納付金収入、⑶　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑷　預り金、⑸　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（賃貸等不動産関係）

当法人は山屋敷地区（大学敷地内）に学生宿舎を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

| 貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|---|---|---|---|
| 前期末残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 792,546 | △　49,872 | 742,674 | 717,139 |

㈱1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

取得等による増加　0千円

減価償却費等の計上による減少　49,872千円

3．当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算出した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成27年３月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。

（単位：千円）

| 賃貸収益 | 賃貸費用 | その他（売却損益等） |
|---|---|---|
| 44,277 | 78,907<br>(45,051) | — |

㈱　「賃貸費用」には損益外減価償却相当額が含まれています。（　）書きは損益外減価償却相当額で内数です。

（資産除去債務関係）

⑴　資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から24年～27年と見積もり、割引率は、2.2％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 34,620千円 |
| 時の経過による調整額 | 775千円 |
| 期末残高 | 35,395千円 |

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

本学に隣接している民間業者より、土地の一部譲渡について要望があり、当該土地の譲渡が上越市の関連事業であること及び本学の教育研究上支障がない範囲であるため、土地（帳簿価額29,355千円）、立木竹（帳簿価額1,058千円）を譲渡することとしました。

当初、中期計画において、重要な財産の譲渡については予定がないこととしていたため、文部科学省に対し、土地の譲渡に関する認可申請を行い、平成27年３月31日付けで認可されました。

なお、平成27年４月７日に締結した土地売買契約に基づき、当該民間業者から、平成27年４月20日に土地代金33,300千円と立木竹代金216千円を受け入れました。

また、当該受入額のうち、文部科学大臣の定める基準により算定した額を、国立大学財務・経営センターに納付する予定です。